

△村有原野境界確定調
申立てについて
村は村有原野大字赤馬場
瀬戸口四、三八〇番地に
接する境界確定をするた
裁判所に民事調停を申し
立てることになりました。
△干ばつ対策について
干天つづきで田植えがで
ず、「米つくり一俵増産
民運動」も、スタートか
早くもザ折るのではな
かと暗い表情となり、六
十二日関係者一同集り干
つ対策本部が設置され、
れまでの状況について報
がなされ、干ばつに対す
具体的な計画を早急に本
で立てることになりました。

（関連別途掲載）

小型防除を減額配付

防除班単位に九十二台

米つくり一俵増産運動の中にあつて、病害中防除の占める割合は大きなものがある。これは、航空防除を中止したことに、これに代る一斉防除を行なうため小型防除機（ミスト兼用機）の減額配付をすることに、六月二十日農協から



ミスト兼用機の配布をうける防除班

水道の維持管理は

出来ているでしょうか？

南小国村の村造りの一環として、水道布設が普及して参り、村の簡易水道を始め、部落単位の小規模水道が相当施設されて、その効果は水道布設によって節約された水運び時間の活用、台所、風呂の改善、衛生生活、文化生活の向上、火災防止等、ありますが、夏期となり伝染病流行の時期をひかえ部落水道、自家水道については維持管理は出来ているでしょうか、水道の最も必要なる理由、消化器伝染病発生を防止することが、最も大切であります。

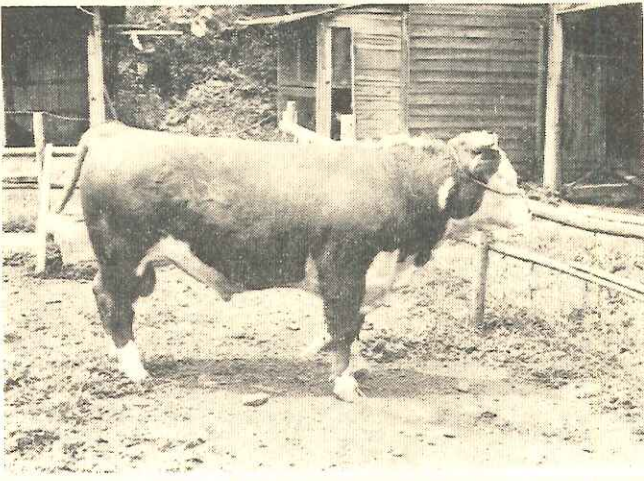
農業構造改善事業にとりくもう

農業構造改善事業は初年度が全体計画の樹立の年であり、その後の年度は、事業の進捗、事業の成果、事業の効果を密に監視し、必要に応じて修正を行なうことが、最も重要であります。本年度は、昭和四十二年（昭和四十二年）を計画樹立の最終年度として、計画の進捗、事業の進捗、事業の成果、事業の効果を密に監視し、必要に応じて修正を行なうことが、最も重要であります。

お待たせしました

ヘレホードの種付をします

村では肉用牛の改良策として、和牛と、ヘレホードの種付をします。ヘレホードの種付を飼育して、六月二十三日の臨時種畜検査で合格しました。これによって、種付けできることになりました。



昭和42年6月22日現在

程遠い福祉行政！

佐藤総理は口を開けば福祉国家の建設を叫び、確かに少しづつではあるが、その方向に進んでいる事は認められるようである。近時問題となる生活保護費にしても、毎年十三パーセントから十四パーセント増額しており、何とか最低の生活を維持出来る段階にはあるようである。国に於てもこのような状態であるので、その末端である町村に於ては、その気持はあってもなかなか意の如くならず、予算に於ても昨年度と同小異、格別目新しいものはありませぬ。民生費と衛生費につき、その概要を述べ見ますと、次の通りであります。民生費一三、九四五千円、これが社会福祉費、児童福祉費、災害救助費に分れており、民生費は老人の

衛生費は三六六万一千円で、総務費、予防費、火葬場費に分れており、総務費は職員の手給（一人）旅費、各種注射、検診等の場合の医師、看護婦の費用弁償等が計上してあります。子宮がんの検診は昨年度より始めたもので、担当医師並に婦人の皆さんの御協力により、本年は一、〇〇〇人程になるのではないかと予想されます。補助金として健康を守る婦人の会に五万円計上してあります。この会の御協力によりレントゲン検診の成績が非常に良くなった事は感謝に堪えません。

予防費は予防注射に要する一切の経費を計上してあります。六月実施しました日本脳炎の注射は予想以上の数があり、この病気の恐ろしさを認識されたことの現れと思われたい。この後、いよいよの注射が行われますが、村民ごぞって受けられるようお願いいたします。

この後、予算が許せば、注射等は無料にしたいと考えています。本年の段階では義務教育（中学生）までを無料にしたに過ぎません。これはインフルエンザも同様です。

厚生としては低所得者階層の問題等いろいろありますが、一つ一つ取組んで行きたい所存です。住民課

広報原稿の

お知らせ！！

1. 紙面（十二字十五行）紙十枚又は別用紙二十枚以内とす。
2. 期間 毎月掲載するも都合によっては翌月に廻すこともある。
3. 投稿については住所氏名を必ずつきと記載し、原稿には署名でもよいがなるべくつけること。
4. 一般投書には無記名投書が原則ですが住所氏名を必ずつき記入して下さい。

たばこは村内のたばこ店で買うようにしよう

たばこは村内のたばこ店で買うようにしよう

者の税務相談所、青色申告者育成上必要な継続指導相談所の開設及中小企業者の金融相談等従来の事務所ではあまりにも狭きす、これらの事業を遂行する上において支障を来たす結果となり事務所を増設を計画され、五月二十七日に落成となった次第であります。

この後は事業の円滑なる遂行を期するとともに関係諸団体の集会場として開放されることになりました。

いはと思つばかりで、もとより浅学の私どもは容易の業ではありません。

殊に政治論等なおさらのことであります。そこで今回は私の日ごろ興味を持っている、いわゆる国技である相撲道の沿革と、われわれ後人に因縁の深い吉田家のいわれについて、概略をご紹介して、大方の興に供したいと思つて筆をとりました。このことについてさらに詳しい方も多いことと思ひますので、お教え下さるようにもつてお願いしあげます。

相撲道附吉田司家の由緒

古代の相撲は突く、ける、なぐるの三つの手を基本として殺し手を使ったという神亀三年（七二六）聖武天皇が相撲節会（すもうせち）を催されたこと、相撲行事官に近江（おおみ）から志賀清林を召しだされ、四十八手の法を定めて殺し手を禁じ、儀礼の整備や勝負の判決例式などの規則がつくられたが、その後志賀家も二十四代続いて寿永のころに断絶している。

後鳥羽天皇のみ代になって長年兵乱ですたれた朝儀と典が復興され、相撲節会も再興されたが、志賀家の子孫が絶えていたので当時越前の桂の里に住む吉田家次を召されて、相撲行事官に任じて追風の名を賜った家次は志賀右左衛門尉の門弟で、その故実礼式を伝承して名を知られていたのである。文治二年（一一八六）のことで、この年の七月相撲節会が行なわれ、家次がその式一切をつかさどつたのである。

この家次が相撲の司家である吉田家の始祖である。やがて承久の変となり、鎌倉幕府滅亡後、室町幕府を経て長い戦乱の時代となつたので、吉田家は十二代まで戦乱をのがれて摂津河内を流寓している。十三代追風の時になって、当時相撲の故例旧式が乱れて勝負の判決がはつきりせず、そのため争ひの端となることが多かつたので、十三代追風は意を決して上洛し、それらの弊を改めて、ことごとく故例旧式に従はせた。永祿元年（一五五八）正親町天皇は相撲節会を復興され、十三代追風を召されて行事官に任じ、その功を賞された。

やがて安土桃山の武家文化は華やかな時代となり、十三代追風は信長、秀吉、家康らの武將に招かれるに至つてゐる。

関白二条晴良は、「相撲の法が二流に分れるときは必ず道が乱れるゆえに、志賀清林の作法と、吉田追風のそれとを一味にして相撲道を治めよ」といつて自からうちわに「一味清風」の四文字を記して授けられたという。

このころから吉田家に門弟が許され、相撲の例式や礼儀作法をわきまえた者を「故実門人」として遇するようになった。

勅進相撲時代からは、力士では幕内以上で相撲道に功勞のあつたものには、故実を伝授し、行司では代々の木村庄之助、式守伊之助、木村玉之助の三立行司にうちわ紐、紫色、紫白色の免許状及び行司故実門人として礼儀作法、勝負判決例、式などの故実を伝授しているのである。

